

消費生活相談情報

NEW

今月から市民の皆さんへ消費生活に関する情報をお知らせします



ご存知ですか！消費生活相談窓口



私たち消費者が購入した商品やサービスの契約などで、
お困りのときは、一人で悩まず、まずは相談を！

消費生活相談窓口（本庁1階市民生活課市民係内）

電話（**53-2111** 内線**2103**）

相談の受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時15分

または、全国共通ダイヤル

（守ろうよ みんなを！）

「消費者ホットライン」へ **0570-064-370**

ただし、土曜日は、鹿児島県消費生活センターへ
日曜日・祝日・時間外は、国民生活センターへつながります。

お知らせ

悪質な訪問販売による消費者トラブルが、後を絶ちません！

そこで、特定商取引法が改正されて、**訪問販売の規制が強化**されました。

（平成21年12月1日以降に結ばれた契約に適用されます）

原則全ての商品・サービスに適用されることとなり、ここが変わりました！

再勧誘の禁止

消費者に一度拒否された商品・サービスの勧誘を、業者が再び勧誘することを原則禁止しました。

過量販売・次々販売の規制

商品・サービスの契約を、日常生活に通常必要でない量を契約させられた過量販売・次々販売の場合では、契約後1年間は無条件で、契約の解除ができるようになりました。

※このほかにも通信販売における解約返品制度・個別クレジット契約の割賦販売法も改正されました。

詳しくは、消費生活相談窓口にお問い合わせください。